指導検査基準（特定介護予防福祉用具販売事業）

事　項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第１　基本方針	**１　基本方針** 　指定特定介護予防福祉用具販売の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	法第115条の3第1項 都条例第112号第254条	・概況説明 ・定款、寄附行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
第２　人員に関する基準	**１　福祉用具専門相談員の員数** （１）指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、２以上となっているか。 　ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業所と指定特定介護予防福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、上記の員数を満たすものとみなすことができる。 ①　指定福祉用具貸与事業者	法第115条の4第1項 都条例第112号第255条第1項・第2項 都規則142号第66条第1項・第2項	・職員勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・各種免許証及び修了証 ・職員の履歴書 ・雇用契約書

	②　指定特定福祉用具販売事業者 ③　指定介護予防福祉用具販売事業者 （２）特定介護予防福祉用具販売は、福祉用具の選定に当たり福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われているか。 （３）福祉用具専門相談員は、次の各号のいずれかに該当するものとなっているか。 ①　保健師 ②　看護師 ③　准看護師 ④　理学療法士 ⑤　作業療法士 ⑥　社会福祉士 ⑦　介護福祉士 ⑧　義肢装具士 ⑨　介護員養成研修修了者（介護職員初任者研修課程、介護職員基礎研修課程、又は訪問介護に関する一級課程若しくは二級課程の修了者に限る。） ⑩　福祉用具専門相談員指定講習の課程修了者 **２　管理者** 　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 　ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	施行令第4条第1項 施行令第4条第1項 規則第22条の31第1項 附則第2条 都条例第112号第256条第1項・第2項	・職員勤務表

第３　設備に関する基準	１　設備等 （１）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 （２）指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第210条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	法第115条の4第2項 都条例第112号第257条第1項 都条例第112号第257条第2項	・運営規程 ・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
第４　運営に関する基準	１　内容及び手続の説明及び同意 (1)指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防祉福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 (2)　文書は、わかりやすいものとなっているか。	法第115条の4第2項 都条例第112号第262条 準用（第12条第1項） 施行要領第四の一 参照（第三の一の3の(5)）	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 ・（利用申込受付簿）
	２　提供拒否の禁止 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、正当な理由なく指定特定介護予防福祉用具の販売の提供を拒んでいないか。	都条例第112号第262条 準用（第13条）	・（サービス提供依頼書） ・連絡に関する記録

	3　サービス提供困難時の対応 　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定特定介護予防福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定介護予防福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例第112号第262条 準用（第14条）	・紹介に関する記録
	4　受給資格等の確認 （１）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	都条例第112号第262条 準用（第15条第1項）	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
	（２）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、（１）の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定介護予防福祉用具販売を提供するよう努めているか。	都条例第112号第262条 準用（第15条第2項）	
	5　要支援認定の申請に係る援助 （１）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申請者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例第112号第262条 準用（第16条第1項）	・利用者に関する記録
	（２）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、介護予防支援	都条例第112号第262条	

	（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	準用（第16条第2項）	
	６　心身の状況等の把握		
	指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例第112号第262条 準用（第17条）	・利用者に関する記録 （・居宅介護支援経過） （・サービス担当者会議の要点） （・サービス担当者に対する照会（依頼）内容） ・情報提供者に関する記録 ・相談等に関する記録
	７　介護予防支援事業者等との連携		
	（１）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例第112号第262条 準用（第18条第1項）	
	（２）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例第112号第262条 準用（第18条第2項）	
	８　介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供		
	指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定介護予防福祉用具販売を提供しているか。	都条例第112号第262条 準用（第20条）	・（利用者の届出書） ・介護予防サービス計画(1)(2) ・週間サービス計画表

			・サービス提供票、別表
	9　介護予防サービス計画等の変更の援助 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	都条例第112号第262条準用（第21条）	・介護予防サービス計画(1)(2) ・サービス提供票、別表（変更の確認） ・利用者に関する記録
	10　身分を証する書類の携行 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	都条例第112号第262条準用（第22条）	・就業規則 ・業務マニュアル ・実態確認（身分証等）
	(2) 証書等には当該指定介護予防特定福祉用具販売事業所の名称、当該専門相談員等の氏名の記載があるか。	施行要領第四の一参照（第三の一の3の(12)）	
	11　サービスの提供の記録 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	都条例第112号第258条	・サービス提供票、別表 ・介護予防サービス計画(1)(2) ・業務日誌（サービス提供記録）
	12　販売費用の額等の受領 （１）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第 56 条第 3 項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けているか。	都条例第112号第259条第1項	・サービス提供票、別表 ・領収書控
	（２）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の費用の額の支払を利用者から受けているか。	都条例第112号第259条第2項 都規則142号67条各号	・運営規程（利用料その他の費用の確認） ・サービス提供票、別表

	①通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費 ②特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用		・領収書控 ・重要事項説明書 ・運営規程（実施区域の確認）
	（３）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	都条例第112号第259条第3項	・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	13　保険給付の申請に必要となる書類等の交付 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額（以下「販売費の額」という。）の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。 ①当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称 ②販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品名及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ③領収書 ④当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要	都条例第112号第260条	・領収書控 ・パンフレット等 ・サービス提供証明書控
	14　利用者に関する市町村への通知 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに指定特定介護予防福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程	都条例第112号第262条 準用（第27条）	・区市町村に送付した通知に係る記録

	度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。		
	15　管理者の責務		
	（１）指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定介護予防福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	都条例第112号第262条準用（第51条第1項）	・組織図、組織規程 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌等
	（２）指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理者は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者に、「第13章第４節運営に関する基準」及び「第13章第５節介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令行っているか。	都条例第112号第262条準用（第51条第2項）	
	16　運営規程		
	指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定特定介護予防福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥その他運営に関する重要事項	都条例第112号第262条準用（第241条）	・運営規程
	17　適切な研修の機会の確保		

	指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、専門相談員の資質の向上のために、特定介護予防福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。	都条例第112号第262条準用（第243条） 施行要領第四の一参照（第三の一の3の(4)の③）	・研修受講修了証明書等 ・研修計画・出張命令書 ・研修会資料
	18 福祉用具の取扱種目		
	指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定介護予防福祉用具を取り扱うようにしているか。	都条例第112号第262条準用（第244条）	
	19 勤務体制の確保等		
	(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定介護予防福祉用具販売を提供できるよう、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	都条例第112号第262条準用（第101条第1項）	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと）
	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。	施行要領第四の一参照（第三の六の3の(2)の①）	
	(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定介護予防福祉用具販売を提供しているか。 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	都条例第112号第262条準用（第101条第2項）	
	20 衛生管理等		
	（１）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	都条例第112号第262条準用（第29条第1項）	・従業者の健康診断に関する記録

	（２）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	都条例第112号第262条準用（第29条第2項）	
	21 掲示及び目録の備え付け		
	（１）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	都条例第112号第262条準用（第246条第1項）	・目録等
	（２）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定特定介護予防福祉用具販売事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。	都条例第112号第262条準用（第246条第2項）	
	22 秘密保持等		
	（１）指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	都条例第112号第262条準用（第31条第1項）	・就業時の取り決め等の記録
	（２）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	都条例第112号第262条準用（第31条第2項）	
	（３）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	都条例第112号第262条準用（第31条第3項）	
	23 広告		

	指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	都条例第112号第262条準用（第32条）	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
	24 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止		
	指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	都条例第112号第262条準用（第33条）	
	25 苦情処理		
	(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、提供した指定特定介護予防福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	都条例第112号第262条準用（第34条第1項） 施行要領第四の一参照（第三の一の3の(23)の①）	・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ・重要事項説明書 ・掲示の有無
	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、本基準28(2)の④の規定に基づき、苦情の内容等の記録は２年間保存しているか。	都条例第112号第262条準用（第34条第2項） 施行要領第四の一参照（第三の一の3の(23)の②）	・苦情に関する記録
	(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	施行要領第四の一参照（第三の一の3の(23)の②）	
	(4) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、提供した指定特定介護予防福祉用具販売に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に	都条例第112号第262条準用（第34条第3項）	

	応じ、及び利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力することともに、区市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	施行要領第四の一 参照（第三の一の3の（23)の③）	
	(5) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区市町村に報告しているか。	都条例第112号第262条 準用（第34条第3項）	・区市町村への改善内容報告に関する記録
	(6) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、提供した指定特定介護予防福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176条第 1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例第112号第262条 準用（第34条第4項）	
	(7) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	都条例第112号第262条 準用（第34条第4項）	・国保連への改善内容報告に関する記録
	26 事故発生時の対応		
	（１）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	都条例第112号第262条 準用(第36条第1項) 施行要領第四の一 参照（第三の一の3の(25)）	
	（２）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、本基準28(2)の⑤の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は２年間保存しているか。	施行要領第四の一 参照（第三の一の3の(25)）	・事故に関する記録
	（３）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対す	条例112号第262条	・損害賠償に関する記録

	る指定特定介護予防福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (4) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	準用（第36条第2項） 施行要領第四の一 参照（第三の一の3の(25)） 施行要領第四の一 参照（第三の一の3の(25)の③）	
	27 会計の区分		
	(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定介護予防福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	都条例第112号第262条 準用(第37条) 施行要領第四の一 参照（第三の一の3の(26)）	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	平13老振発18	
	28 記録の整備		
	(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	都条例第112号第261条第1項	
	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。 ① 特定介護予防福祉用具販売計画 ②本基準11に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③本基準14に規定する市町村への通知に係る記録 ④当該基準25の(2)に規定する苦情の内容等の記録 ⑤当該基準26の(2)に規定する事故の状況及び事故に際し	都条例第112号第261条第2項	

	て採った処置についての記録		
第５　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	**１　指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針**		
	(1) 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	都条例第112号第263条第1項	
	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	都条例第112号第263条第2項	
	(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	都条例第112号第263条第3項 施行要領第四の一二の(1)	
	(4) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。	都条例第112号第263条第4項 施行要領第四の一二の(1)	
	２　指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針		
	福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによっているか。	都条例第112号第264条各項	
	(1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ているか。	施行要領第四の一二の(2)の①	・使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等に関する記録 ・取扱説明書
	(2)　指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介	施行要領第四の一二の(2)の①	・特定介護予防福祉用具販売計画

	護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。 (3) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。		・点検に関する記録
	(4) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書（用具販売事業者等の作成した取扱説明書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法に指導を行っているか。 　特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性当利用に際しての注意事項を十分説明しているか。	施行要領第四の一二の(2)の②	・用具の取扱説明書
	(5)介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。	施行要領第四の一二の(2)の③	
	3　特定介護予防福祉用具販売計画の作成 (1) 福祉用具専門相談員は当該基準の第５の２(1)に規定する利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて指定特定介護予防福祉用具販売の目標（福祉用具の利用目標）、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容（具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等）、サ	都条例第112号第265条第1項 施行要領第四の一二の(3)の①	・特定介護予防福祉用具販売計画

	ービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しているか。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載しているか。なお、介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しているか。		
	(2) 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	都条例第112号第265条第2項 施行要領第四の一二の(3)の②	
	(3) 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	都条例第112号第265条第3項 施行要領第四の一二の(3)の③	
	(4) 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しているか。	都条例第112号第265条第4項 施行要領第四の一二の(3)の③	
	なお、特定介護予防福祉用具販売計画は、当該基準28(2)の規定に基づき、二年間保存しているか。	施行要領第四の一二の(3)の③	
第６　変更の届出等	**１ 変更の届出等**		
	(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第115条の5第1項	・指定申請書及び変更届（控）
	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を都道府県知事に届け出て	法第115条の5第2項	

	いるか。		